

# 資源回収奨励報償金制度

刈谷市では、ごみの減量化と資源の再利用及び再生利用を積極的に推進するため、自主的に資源回収活動をする市民団体に対して報償金を交付しています。

## 【報償金対象品目】

- 1 古紙類（新聞・雑誌・段ボール・牛乳パック等）
- 2 布類（古着・ボロ布）
- 3 金属類（空き缶・金属くず類）

## 【報償金対象団体】

- 1 刈谷市内に活動拠点を持つ団体であること
- 2 地域社会に貢献できる性格を持っていること
- 3 営利を目的としない団体であること

## 【報償金額】

回収量 1 kg につき 6 円（1 kg 未満は切り捨て）

※一定の条件を満たし、年間資源回収実施計画書を令和 6 年 3 月 15 日までに提出いただいた団体が回収した資源及び資源回収所で回収された資源については、報償金単価が 7 円 となります。

※対象品目に引き取り料が生じた（回収団体が業者へお金を支払う）場合は、回収量 1 kg につき、最高 4 円まで報償金を加算します。

## 【報償金を受けるまでの手続き】

### （1）団体登録

下記の書類を環境推進課まで提出してください。

- ▼ 新規に団体登録する場合（※団体登録がお済みの場合は提出不要です）  
「刈谷市資源回収実施団体登録申請書（様式第 1 号）」
- ▼ 代表者に変更がある場合  
「刈谷市資源回収実施団体登録内容変更届（様式第 2 号）」



### （2）各団体で資源回収活動を実施

※ 年間資源回収実施計画書を提出いただいております。日程等を変更する場合は、速やかに環境推進課までご連絡ください。

### （3）交付申請

下記の書類を環境推進課まで提出してください。

- ① 「刈谷市資源回収奨励報償金交付申請書（様式第 4 号）」
  - ※ 同じ報償金単価の場合、複数回の回収を合算して記入可
  - ※ 振込先口座は必ず通帳をご確認の上、支払日に確実に振込みのできる口座をご記入ください。
- ② 回収業者発行の計算書（団体名、回収日・品目・数量・単価記載のもの）

※ 当該年度内（4月1日から翌年3月31日まで）の実施分であればどの期間に申請されても構いませんが、必ず **第 4 期までに提出** してください。

※ 申請後、支払日までに口座名義等を変更される場合は、速やかに環境推進課までご連絡ください。

期	申請日	支払日
1期	4月1日～6月28日	7月末
2期	7月1日～9月30日	10月末
3期	10月1日～12月27日	1月末
4期	1月6日～3月31日	5月中旬

